

民生委員・児童委員

(敬称略)

No.	氏名	住所	電話	担当地域
1	中村 節子	熊川139特9号	51-7050	熊川住宅・南の一部
2	乙津 義男	" 51	51-5091	南
3	藤野 智弘	" 273	53-0362	内出
4	谷部 登	" 1396	51-3327	武藏野
5	荒井 尊子	" 1704	51-5431	武藏野第2・福東の一部
6	小川 久作	" 1499-3	51-6174	福東
7	太田 隆	" 1433-16	51-0865	玉川台・富士見台
8	寺澤 優子	" 1081	52-8170	福栄・熊牛(青梅線東側)
9	鶴本 富也	" 506	51-5945	鍋1
10	森谷 利雄	" 338	51-5638	鍋1
11	森田 芳勝	" 742	51-5166	鍋2
12	岸野ヨネ子	" 888	51-6413	鍋2
13	中村 益雄	" 1023	51-3433	熊牛(青梅線西側)
14	澤井 恵子	南田園1-10-1	51-5347	南田園1丁目
15	小林 トク	" 2-5-8	51-2516	南田園2丁目・福生団地
16	斎藤 孝	" 3-17-6	52-4729	南田園3丁目・北田園1丁目・福生団地の一部
17	高橋 芳雄	牛浜40	51-2776	牛1
18	市川 洋子	" 108	51-1682	牛2
19	細谷 政子	福生2436-8	51-3589	牛2
20	森田 主馬	志茂226	51-2281	志茂1・2
21	井上 誠一	" 26	52-2620	志茂1・2
22	村野 隆良	福生421	51-0173	志茂1・北田園の一部
23	藤平源一郎	" 249	52-0997	原ヶ谷戸
24	杉 京子	" 285	51-0511	原ヶ谷戸
25	木村ウメヨ	" 690	52-0685	長沢1
26	佐藤 和男	" 1118	51-0243	長沢1・2
27	笠井 時道	" 644	51-1857	永田
28	上野 清	" 1210	51-4425	加美1
29	高崎 愛子	加美平3-33-1	51-5299	加美2
30	細淵 活美	" 3-20-5	51-4553	加美2
31	佐々木かをる	本町23	53-0452	本町1・2・3
32	清水家壽忠	福生1037	51-0788	中央・本町6
33	高山あい子	本町44	52-6002	本町7の一部
34	宇津木 功	福生780	51-0812	本町7の一部
35	町田 照子	" 908	51-6322	本町8第1
36	高橋 達雄	加美平1-4-1	53-0093	本町8第2
37	橋本ヨシ子	武藏野台2-22-6	52-1333	加美平住宅・本町8第2
38	岸 寛	加美平1-26-12	52-4184	加美平住宅・本町8第2
39	瀬戸島静香	武藏野台1-4-23	51-2682	武藏野台1丁目
40	並木恵美子	" 2-16-3	51-2562	本町8第1
41	遠藤 竹藏	1-3-2 第三大興ビル3-305	51-0878	東福生駅周辺

地域に根ざし 地域に生きる

5月12日は 民生委員・児童委員の日です

民生委員は、在宅福祉のための地域住民に対する個別援助活動、福祉のネットワーク(連携体制)づくりなど地域ぐるみの社会福祉推進のために先駆的なはたらきをしていくほか、地域の人々のニーズにこたえ、身近な相談相手として、市役所等行政機関との地域に根ざした橋わたし役として広く福祉の向上に努力しています。また、民生委員は、児童委員を兼ねていて、児童の福祉や児童の人権擁護、非行等の防止などすべての児童の健全育成のためにはたらいています。なお、個々の民生委員ごとに下図のとおり活動区域が決められています。どうぞお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員の活動・相談内容等のご案内

●生活の問題

- ・生活保護についての相談
- ・困っている方の生活指導
- ・生活保護を受ける必要のある方の調査、相談

- ・ひとり暮らしのお年寄りの相談
- ・老人ホームへの相談
- ・敬老金の調査、支給の協力
- ・老人福祉手当、老人医療費、年金などの相談

●心身障害者(児)の問題

- ・施設への相談と市役所への連絡
- ・心身障害者(児)問題で困っている家庭の相談、指導

●その他の問題

- ・母子家庭の相談、援護、調査
- ・母子福祉資金貸付に関する相談
- ・母子相談員との連絡
- ・心配ごと相談など

●問合せ

福祉課庶務係(内線307)
308)へ。

- ・福祉手当、扶養年金の助成などの相談
- ・児童相談所への連絡
- ・児童やその家庭の指導及び施設へ入ることの相談
- ・児童手当などの相談
- ・福祉手当、扶養年金の助成などの相談

民生委員・児童委員担当地区略図

*下図中の番号(1~41)は、上表の番号及び担当の委員を示しています。



福生市プチギャラリー5月の展示案内

開館時間：午前10時～午後7時(毎週月曜日休館)

第一・第二展示室(3階・4階)	
駅前コンサート	8日(土)
SASAの会(ボタニカルアート展)	9日(日)～16日(日)
ふかせパッチワークスクール作品展	18日(火)～23日(日)
アトリエかくま絵画展	25日(火)～30日(日)

プチギャラリーをご利用になりたい方は、お気軽にお申し込みください。なお、使用申請は、6か月前から受け付けております。

申込み・問合せ

社会教育課社会教育係(☎52-5511)へ。

参加費

1,000円(ボール)

勤務時間

午前9時30分～午後6時30分

職務内容

監視員・受付事務員

資格

健康で明るな高校2年生以上の男女

申込方法

5月20日(木)から

期間

6月下旬～9月初旬

他

福生市

面接場所

福生市役所

事務室

(☎52-5511)へ。

駅前コンサート

8日(土)

SASAの会(ボタニカルアート展)

9日(日)～16日(日)

ふかせパッチワークスクール作品展

18日(火)～23日(日)

アトリエかくま絵画展

25日(火)～30日(日)

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

初心者(高校生以上)

武藏野台テニスコート

時間

午後7時30分～9時30分

場所

福生市

対象

市内在住、在勤、在学の

国民健康保険だより

4月1日から改定されました

保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。

国民健康保険の財源は、国や都からの補助金、市からの繰入金と國保加入者が納める保険税で運営されています。納められた保険税は、皆さんのが病気やケガをしたときの医療費にあてられます。やむをえず税率等を改正いたしました。

福生市の

国民健康保険の状況

種別	新	旧
所得税額	100分の4.4	100分の4.2
資産割額	100分の15	100分の18
均等割額	1人について12,000円	1人について10,200円
平等割額	1世帯について1,200円	1世帯について2,400円
課税限度額	42万円	40万円

国民年金だより

国民年金には保険料の免除制度があります

国民年金は、万一本病気やケガをした時に、加入者が日ごろから収入に応じて保険料を支払う義務があります。しかし、国民年金には保険料の免除制度があります。免除制度が承認されると、年金の支給が受けられることになります。また、万一の事故等により障害を負ったときに年金が受けられないこともあります。なお、学生の方で新規または10年以内ならさかのぼって納めることができます。

納期内納税にご協力を!

● 今月は平成5年度分軽自動車税の納期です

5月31日までに指定金融機関等で納めてください。

() 納め忘れはありませんか！

問合せ 平成4年度分：市・都民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税
税務課（内線237-239）へ。

高齢者住宅家賃助成金
平成4年度分
一昨年に比べ、平均3.94
パーセントの

税を出し合い、助け合っていこうという相互扶助を目的とした制度です。また、だれもが安心してお医者さんにかかることがければなりません。

現在、市の国民健康保険には市民の29パーセントにあたる約1万7,500人が加入しています。

この加入者の中には、会社などを退職して加入される方が多く、ほかの医疗保险制度と比べています。

度では、事業運営に必要な経費と保険税で賄うことになっており、加入者の皆さんに公平な保険税の負担をお願いするため、

は、原則として国や都の補助金と保険税で賄うことになっており、加入者の皆さんに公平な保険税の負担をお願いするため、

こうした状況の中で、市では毎年一般会計から繰り入れを行ない、国民健康保険特別会計の収支のバランスをはかってきました。しかし、国民健康保険制度の充実と運営安定のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 保険年金課 保険税係
(内線271)へ。

3月の定例市議会で保険税率等改正の条例が議決されました。今回の保険税の改正にあたっては、一般会計から2千700万円の繰り入れを行い、皆さんの方の負担を少しでも軽減するよう努めました。

今後とも、国や都の補助金獲得に努めていますが、国民健康保険制度の充実と運営安定のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

努力をしました。

では、一般会計から2千700

万円の繰り入れを行い、皆さん

の負担を少しでも軽減するよう

努めました。

では、一般会計から2千700

万円の繰り入れを行い、皆さん